⑻　栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）を除く。）
⑼　栄養成分の補給ができる旨
⑽　栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨

（不当表示の禁止）

第５条　（略）

⑴～⑶　（略）
⑷　賞を受けた事実又は推奨された事実がないものを賞を受けた又は推奨されたかのように、誤認されるおそれがある表示
⑸～⑼　（略）

（全国削節公正取引協議会の設置）

第６条　（略）

２　公正取引協議会は、事業者をもって構成する。

（違反に対する調査）

第８条　（略）

２　（略）
３　公正取引協議会は、第１項の規定に基づく調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、５万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第９条　公正取引協議会は、第３条から第５条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。

２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

３　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分したときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

（施行規則）

第11条　（略）

２　前項の規則を定め、又は変更するときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。

（不当表示の禁止）

第５条　（略）

⑴～⑶　（略）
⑷　賞でないものを賞であるかのように、誤認されるおそれがある表示
⑸～⑼　（略）

（全国削節公正取引協議会の設置）

第６条　（略）

２　公正取引協議会は、事業者をもつて構成する。

（違反に対する調査）

第８条　（略）

２　（略）
３　公正取引協議会は、第１項の規定に基づく調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、５万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第９条　公正取引協議会は、第３条から第５条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行なつた事業者に対し、当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行なつてはならない旨を文書をもつて警告することができる。

２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、当該警告に従つていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

３　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分したときは、その旨を遅滞なく、文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。

（施行規則）

第11条　（略）

２　前項の規則を定め、又は変更するときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

一　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
二　この規約の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者がした表示については、なお従前の例による。
三　施行日から平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される削りぶしに係る表示については、この規約の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第三百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年九月二十九日

総務大臣　野田　聖子

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ＬＧＢＴ党	小泉　貴生	小泉　貴生	東京都新宿区新宿一―一五―二二	二九、七、一
関西青年同友会	中野　靖啓	中野　靖啓	大阪府大阪市西成区梅南三―一―二二	二九、四、二七
自由自在党	嘉納　道哲	嘉納　道哲	岐阜県岐阜市江添三―八―四	二九、七、一八
自由中小企業連絡会	本原　克己	本原　克己	東京都港区浜松町二―二―五	二九、六、二九
政治結社皇政会	桝本　純一	桝本　純一	熊本県熊本市東区東本町二―一―一	二九、七、六
政治結社國彰隊	渡辺　忠利	梶原　功治	愛媛県伊予郡砥部町宮内五八三―二	二九、六、一三
政治結社日本青年大志党	稲葉　眞一	伊藤　雄一	静岡県伊豆市瓜生野三九七―二	二九、六、二六
全国建産連政治連盟	渡邉　勇雄	竹澤　正	東京都港区虎ノ門四―一―一	二九、七、一
平和の党	西尾　憲一	野瀬　美徳	千葉県船橋市夏見四―一―六	二九、七、一
私たちが拓く未来会議と政治のミライ	鈴木　耀晟	鈴木　紗織	静岡県三島市伊豆町箱根一二―一	二九、七、一八

○総務省告示第三百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年九月二十九日

総務大臣　野田　聖子